

# ○産業廃棄物収集運搬業者一覧表の見方

	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L	M	N	O	P	Q	R	S	T	U	V	W	X	Y	Z	AA	AB	AC	AD	AE	AF	AG	AH
	許可番号	業者氏名	代表者	住所	電話番号	現在許可年月日	許可期限	燃え殻	汚泥	廃法	廃敏	廃アルカリ	廃プラスチック	紙くず	木くず	繊維くず	動物系固定不要物	動物系残渣	ゴムくず	金属くず	ガラス等くず	紅さい	がれき類	動物の死体	動物のふん尿	ばいじん	13号廃棄物	水銀使用製品	水銀含有ばいじん	備考	積替保管場の所在地	積替保管場の面積保管容量	優良認定の有無	
1																																		
2	02101000000	株式会社〇〇	〇〇 〇〇	埼玉県〇市△町□番地	XXXX-XX-XXXX	R0X.XX.XX	R0X.XX.XX	○				●	○	○	○				○	●	●		●					○	×	●石粉含有産業廃棄物を含む。自動車等破砕物を除く。	有	埼玉県〇市△町□番地	〇〇	
3	02101000000	△△ □□		埼玉県▲市●町■番地	XXXX-XX-XXXX	R0X.XX.XX	R0X.XX.XX					●	○	○	○				○	●	●		●					○		●石粉含有産業廃棄物を含む。自動車等破砕物を除く。				○

- ①
- ②
- ③
- ④
- ⑤
- ⑥
- ⑦
- ⑧
- ⑨
- ⑩

・掲載されている情報は以下のとおりです。

- ①許可番号、②業者氏名、③代表者、④住所等（本社住所、電話番号）、⑤許可期限等（現在許可年月日、許可期限）
  - ⑥取り扱うことができる品目、⑦水銀関係（水銀使用製品、水銀含有ばいじん等）の取扱いの有無、⑧備考（限定内容）
  - ⑨積替保管に関する事項（許可の有無、積替保管場所の所在地、積替保管場所の保管容量（t））⑩優良認定の有無
- ※1 ⑥取り扱うことができる品目欄が空欄となっている廃棄物は取り扱うことができません。「●」は、取り扱うことができる品目に限定があり、限定外の廃棄物は取り扱うことができません。限定の内容は⑧備考（限定内容）をご確認ください。
- ※2 ⑦水銀関係の廃棄物については、平成29年10月の法改正に伴い追加されました。「○」の場合は取扱いがあり、「×」の場合は取扱いがありません。岐阜県では次回の許可更新までに許可証に取扱いの有無を明記する手続きを行うよう許可業者に案内しており、⑦の欄が空欄の場合は各処理業者に取扱いの有無についてお問い合わせください。
- ※3 個人事業主の場合、事業者の希望によって住所及び電話番号を掲載していないことがあります。